共和国との間の協定の説明書投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン

外

務

省

					_	_	_		_	_	_	_		<u> </u>	_	_		
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	協	2	1	概	
資金の移転	請求権代位	緊急事態の場合の措置	収用及び国有化の場合の補償措置等	投資家の入国、滞在及び居住	腐敗行為の防止	公衆による意見提出	法令等の公表	留保及び例外	特定措置の履行要求の禁止	裁判を受ける権利等に関する内国民待遇又は最恵国待遇 ー	一般的待遇及び投資財産に関する義務の遵守	投資活動に関する最恵国待遇	投資活動に関する内国民待遇	協定の内容	協定締結の意義	協定の成立経緯	概説	
	_	_		_	_			_	_									

Ξ	0.7	o.c	O.F.	0.4	nn	00	0.1	20	10	10	17	16	1 5	
協	27	26	25 :茜	24 ≇ıl	23	22	21 _	20	19 /⇌	18	17	16	15	
定の実施のための国内措置	附属書	協定の発効手続等	適用範囲	利益の否認	環境に関する措置	合同委員会	二重課税の回避のための条約との関係	知的財産権の扱い	信用秩序の維持のための措置	国際収支困難等の場合の例外措置	一般的例外及び安全保障のための例外	国家と投資家との間の紛争解決手続 三	国家間の紛争解決手続	

1 協定の成立経緯

て、 で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十年(二千八年)八月十五日にタシケントにおい 素も含む二国間の投資協定締結のための交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成二十年(二千八年)二月から両国間 平成十九年 (二千七年) 十一月、 日本側平岡在ウズベキスタン大使とウズベキスタン側ノロフ外務大臣との間でこの協定の署名が行われた。 日本・ウズベキスタン・ビジネスフォーラムにおいて、投資の保護のみならず広範な自由化の 要

2 協定締結の意義

促すとともに、 この協定は、 投資の自由化、 投資家に安心感を与え、 促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、 両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。 投資環境の整備を

二協定の内容

この協定は、前文、本文二十六箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、 それらの概要は、次のとおりであ

る。

1 投資活動に関する内国民待遇

(以下「投資活動」という。)に関し、 方の締約国は、 自国の区域内において、 他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、 投資財産の設立、 取得、 拡張、 運営、 経営、 内国民待遇を与える(第二条1)。 維持、 使用、 享有及び売却その他の処分

2 投資活動に関する最恵国待遇

(第二条3)。 方の締約国は、 自国の区域内において、 投資活動に関し、 他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、 最恵国待遇を与える

3 一般的待遇及び投資財産に関する義務の遵守

意的な措置により当該投資家の投資活動を妨げてはならず、また、当該投資家の投資財産等に関して義務を負うこととなった場合に 方の締約国は、 他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、恣

は、当該義務を遵守する(第三条)。

4 裁判を受ける権利等に関する内国民待遇又は最恵国待遇

方の締約国は、 自国の区域内において、 裁判所の裁判を受ける権利等に関し、 他方の締約国の投資家に対し、 内国民待遇又は最

恵国待遇を与える(第四条)。

5 特定措置の履行要求の禁止

VI ずれの一方の締約国も、 他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又は

サービスを輸出すること等の要求を課し、又は強制してはならない(第五条)。

6 留保及び例外

附属書1の自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持の義務が課される。

附属

書Ⅱの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、 現状維持の義務も課されない。 一方の締約国が附

属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置を改正し、 若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載された分野等に関する新た

な若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、一定の情報を他方の締約国に通報し、 及び他方の締約国の要請に応じて誠実に協

議を行う。(第六条)

7 法令等の公表

各締約国は、投資活動に関連し、 又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表する(第七条)。

8 公衆による意見提出

各締約国政府は、 自国の法令に従い、 この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、

による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める(第八条)。

9 腐敗行為の防止

各締約国は、 自国の法令に従い、 この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する (第九条)。

投資家の入国、滞在及び居住

10

方の締約国は、 他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、 滞在及び居住に係る申請に対し、 自国の関係法令に従い、 好意的な

考慮を払う(第十条)。

11 収用及び国有化の場合の補償措置等

たさない限り、 ずれの締約国も、 収用、 公共の目的、 国有化等を実施してはならない。 無差別、 迅速、 適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに関する条件を満 また、 補償は、 公正な市場価格に相当するものでなければならない。 (第十

一条)

12 緊急事態の場合の措置

等に関し、 方の締約国は、 内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える(第十二条) 武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復

13 請求権代位

一方の締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める(第十三条)。

14 資金の移転

が、 方の締約国は、 遅滞なく、 かつ、 自国の区域に向けた又は自国の区域からの資金の移転であって、 自由に行われることを確保する(第十四条)。 他方の締約国の投資家の投資財産に関連するも

15 国家間の紛争解決手続

る この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争であって、 (第十五条)。 外交交渉によっても解決出来なかったものは、 仲裁委員会に付託す

16 国家と投資家との間の紛争解決手続

に基づく調停若しくは仲裁又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁のいずれかに付託される(第十六条)。 国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停若しくは仲裁、 方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則 その紛争は、 国家と他の国家の

17 般的例外及び安全保障のための例外

VI ずれの締約国も、 自国の安全保障上の重大な利益の保護、 公の秩序の維持、 人 動物又は植物の生命又は健康の保護等のために

必要な措置をとることができる(第十七条)。

18 国際収支困難等の場合の例外措置

11 ずれの締約国も、 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもた

らす等の場合には、第二条1(投資活動に関する内国民待遇)の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第

十四条 (資金の移転) の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、 又は維持することができる(第十八条)。

19 信用秩序の維持のための措置

締約国は、 信用秩序の維持のための措置をとることができる(第十九条)。

20 この協定のいかなる規定も、 知的財産権の扱い 両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び同協定に

協定については、当該一方の締約国が同協定により第三国の投資家に与えている待遇を他方の締約国の投資家に与えることを義務付 基づく義務を免れさせるものと解してはならない。 また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間

けない。 (第二十条)

21 二重課税の回避のための条約との関係

この協定は、 二重課税の回避のための条約に基づく両締約国の権利及び義務には影響を与えず、 また、 この協定と同条約とが抵触

する場合には、 同条約が優先する(第二十一条)。

22 合同委員会

両締約国は、 この協定の目的を達成するため、 合同委員会を設置する(第二十二条)。

環境に関する措置

23

方の締約国は、 健康、 安全及び環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励

することを差し控える(第二十三条)。

24 利益の否認

とができる(第二十四条)。 つ、一定の場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認するこ 方の締約国は、 他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の者によって所有等が行われ、

25 適用範囲

約国の法令に従って取得されたものについても適用する(第二十五条)。 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締

26 協定の発効手続等

る。 間は十年であり、その後は、 有する。また、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、 この協定は、 (第二十六条 所定の国内手続を了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。 一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を 当該終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有す この協定の有効期

27 附属書

のとおりである。 により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について定める(附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ)。これらの概要は、 第二条1(投資活動に関する内国民待遇)、第二条3(投資活動に関する最恵国待遇)及び第五条 (特定措置の履行要求の禁止) 次

(1) 我が国による留保

分等の移転等、指定された企業等のみに認められている特定の活動及び補助金に関し三の将来の措置に関する留保を行っているほ 業の分野において、二十一の現行の措置に関する留保を行っている 農林水産業等、金融業、 熱供給業、 情報通信業、 製造業、 船舶の国籍に関する事項、 (附属書1)。また、すべての分野において、 鉱業、 石油業、 警備業、 運輸業及び上水道 公的企業等の持

六

か、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業、土地取引に関する事項、社会事業サービス等の分野に

(2) ウズベキスタン共和国による留保

おいて、七の将来の措置に関する留保を行っている(附属書Ⅱ)。

スメディア、金融業、燃料及びエネルギー産業、土地所有権並びに観光業の分野において、五の将来の措置に関する留保を行って すべての分野において、外国為替収入の義務的な売却に関し一の現行の措置に関する留保を行っている(附属書1)。また、マ

協定の実施のための国内措置

いる(附属書Ⅱ)。

Ξ

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び特別の予算措置を必要としない。